

白老町保育士等人材バンクQ & A

(令和3年3月1日作成)

【登録者向け】

Q 1) 登録の対象者は、資格のある方に限定されますか。

白老町保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、町内での教育及び保育等の担い手を増やすことを目的としており、資格取得見込みの方を含むほか、資格を必要としない保育補助、調理補助、保育支援（清掃・消毒・配膳等）などの登録も可能としています。

Q 2) 白老町に住民票がない場合でも登録できますか。

白老町に住民票がない方でも、白老町内の教育・保育施設での就労を希望している方は、登録の申込みができます。

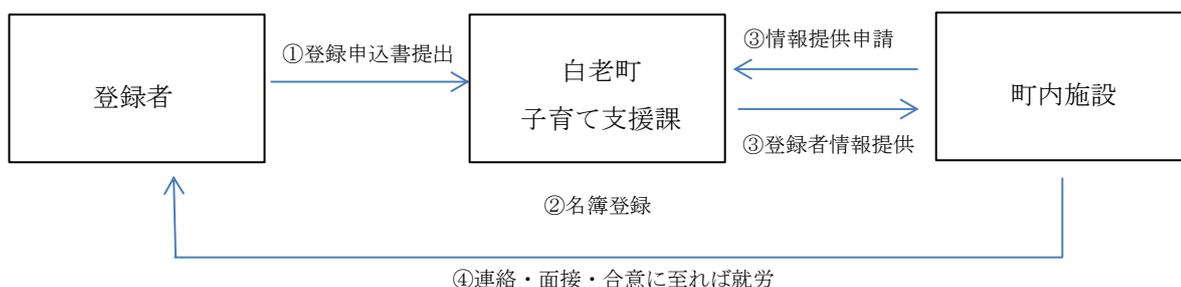
Q 3) 特定の施設への就労を希望して登録することはできますか。

人材バンクは、就労希望の情報収集と提供を行うもので、就労の相談やあっせんを行うものではないことから、特定の施設を希望して登録することはできません。

なお、登録後の雇用に関する手続きは、施設からの連絡により、直接、面接等を行っていただき、登録者と施設との勤務条件等の合意により進めることとなります。

Q 4) 登録後の具体的な流れについて教えてください。

- ①登録を希望される方は、町へ登録申込書を提出します。
- ②町は、人材バンク登録者名簿に登録をします。
- ③登録情報の提供を希望する施設は、町へ「情報提供申込書」を提出したうえで、登録申込書の写しを提供します。
- ④施設は、必要に応じて登録者へ連絡をし、面接等を行い、双方合意に至れば就労となります。



Q 5) 登録申込書には、資格を証する書類の写しを添付することとなっていますが、どの程度の資格まで添付が必要ですか。

登録者名簿への登録に際し、事実確認のため、登録申込書（様式第1号）に記載された「職種」に関する資格の事実確認ができる書類の写しを添付することとしています。自動車運転免許証などの添付は求めておりません。

【施設向け】

Q 6) 人材バンク登録者名簿の内容をFAXや電話等の口頭で確認することは出来ますか

人材バンク登録者名簿は、人材バンク設置運営要綱において、窓口にて提供することとしており、名前等の情報を電話等で提供することはできません。

なお、登録情報の有無、件数等、個人情報を含まない範囲において、施設等からの問い合わせに回答することは可能です。

Q 7) 施設長以外の者が、人材バンク登録情報提供の申込みを行うことはできますか。

人材バンクの登録情報（人材バンク登録申込書の情報）は、個人の情報で、白老町個人情報保護条例の定めに従い取り扱うこととしており、登録情報の提供は施設長に限ります。